

許可番号 第 A11626 号

薬局開設許可証

氏 名 株式会社ファルコファーマシーズ

(法人にあつては、名称)

薬局の名称 ファルコ薬局 寝屋川市駅前店

薬局の所在地 寝屋川市東大利町 2-10
丸喜ビルディング 1 階

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 4 条第 1 項の規定により開設の許可を受けた薬局であることを証明する。

健 総 薬 第 383 号

令和 5 年 11 月 27 日

寝屋川市長

広 瀬

慶



有効期間

令和 6 年 1 月 1 日
令和 11 年 12 月 31 日

から
まで

ファルコ薬局 寝屋川市駅前店の管理及び運営に関する事項

許可の区分の別	薬 局	開設者	株式会社ファルコファーマシーズ 代表取締役 阿部 治	
薬局の名称・許可番号・許可年月日・所在地・有効期間			ファルコ薬局 寝屋川市駅前店 大阪府寝屋川市東大和町2番10号 丸喜ビルディング1階 許可番号 第A11626号 許可年月日 令和5年11月27日 有効期間 令和6年1月1日～令和11年12月31日	
管理薬剤師氏名	田中 映里			
勤務する薬剤師(担当業務)	田中 映里、倉 未来、川端 夏未、松倉 叶枝、西口 衣里奈、沖本 華南恵 (保管、陳列、販売、情報提供、相談)			
勤務する登録販売者(担当業務)	—			
取り扱う一般用医薬品等の区分	薬局医薬品・要指導医薬品 第一類医薬品・指定第二類医薬品・第二類医薬品・第三類医薬品			
当薬局勤務者の区別について	薬剤師 名札に氏名及び「薬剤師」と記載 登録販売者 — その他の勤務者 名札に氏名を記載			
営業時間	月～水...9時00分～18時00分 木曜日...9時00分～16時00分 土曜日...9時00分～13時00分	営業時間外の相談対応時間	夜間・休日も対応	
相談時・緊急時の連絡先	072－800－8127(夜間転送)			

当薬局では 調剤基本料3-イ を算定しています。

当薬局では 地域支援・医薬品供給対応加算 1 を算定しています。

当薬局では 連携強化加算 及び 電子的調剤情報連携体制整備加算 を算定しています。

当薬局では調剤ベースアップ評価料 及び 調剤物価対応料 を算定しています。

当薬局では 健康相談を行っています。

以下、当局の設備・機能・処方せん応需にあたって提供するサービスの概要です。

1. 当薬局は、厚生労働大臣が定める基準による調剤を行っている保険薬局です。
2. 当薬局は、594品目の医療用医薬品を備蓄しています。
3. 当薬局は、全国のどこの保険医療機関の処方せんでも、調剤致します。
生活保護法、障害者自立支援法、労働者災害補償保険法等の各種公費負担医療も対応しています。
4. 当薬局は、患者様の希望により服用薬剤の種類や服用経過などを記録した「薬剤服用歴の記録」を作成し、薬剤によるアレルギーや副作用の有無を確認するとともに、複数の病院・診療所から薬剤が処方されているような場合には、服用薬剤同士の重複や相互作用の有無をチェックします。
そのために、処方せん受付時にお薬手帳をお預かり致します。お薬手帳をお持ちで無い場合は、体質・アレルギー・副作用歴、他医療機関等で処方された医薬品・服薬状況等をお伺いしますのでご協力ください。相互作用等の有害事象防止に役立つお薬手帳をご希望の方は、お申し出下さい。
5. 当薬局は、後発医薬品の調剤を積極的に行っています。
6. 当薬局は、医師の指示があるときは、在宅で療養されている患者様宅を訪問して、薬学的管理及び服薬指導等を行います。
7. 当薬局は、時間外・休日・夜間の処方せん調剤問い合わせに応じます。
問い合わせ先：TEL 072-800-8127
尚、平日は19：00以降、土曜日は13：00以降に処方せんを受付した場合は、夜間・休日等加算40点（1点10円：保険の負担割合により金額が異なります）が加算されます。
また、営業時間外に緊急な求めで調剤した場合には、調剤報酬点数に基づいた時間外加算等の加算がされます。
8. 当薬局は、調剤とお薬にかかわる情報の問い合わせに応じます。
問い合わせ先： TEL 072-800-8127
FAX 072-800-8128
E-MAIL fph.neyagawashiekimae@falco.co.jp

お薬情報内容

ア．一般名 イ．剤型 ウ．規格 エ．製剤の特徴 オ．緊急安全性情報、安全性速報
カ．医薬品・医療機器等安全性情報 キ．医薬品・医療機器等の回収情報

9. 当薬局は、患者様からいただいた情報を医療・調剤の目的以外には使用致しません。

ファルコ薬局 寝屋川店市駅前店

〔開局時間〕

月～水	9:00～18:00
木	9:00～16:00
土	9:00～13:00
定休日	金、日祝日

取り扱い可能な公費医療負担

- 生活保護法に基づく指定
- 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく指定（結核医療）
- 戦傷病者特別援護法に基づく指定
- 母子保健法に基づく指定
- 公害健康被害の補償等に関する法律に基づく指定
- 原子爆弾被害者に対する援護に関する法律に基づく指定
- 障害者自立支援法に基づく指定（精神通院医療）
- 障害者自立支援法に基づく指定（育成医療・更生医療）
- 労働者災害補償保険法に基づく指定（労災医療）
- 難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく指定
- 児童福祉法に基づく指定（未熟児指定養育）
- 肝炎治療特別促進事業に係る医療費助成制度

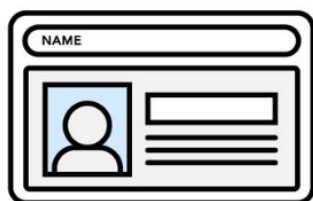
薬局ご利用の皆様へ



処方せんの有効期限は
発行日を含めて

4日以内です

有効期限を過ぎると薬局では受付できなくなり、
医療機関での再発行が必要です



**マイナンバーカード
資格確認証**

ご提示をお願いいたします

よりよい医療の提供の為に、マイナンバーカード
は毎回ご提示ください



個別の調剤報酬の算定項目の分かる

明細書をお渡ししています

当薬局では、調剤の透明化や患者様への情報提供を
積極的に推進していく観点から、領収証の発行の際
に個別の調剤報酬の算定項目の分かる明細書を無料
で発行いたします

明細書の発行を希望されない方は、受付にてその旨
お申し出ください

2026年度 調剤報酬点数一覧表

全般事項					
点数について		領収証、明細書に明記されている項目毎の点数は、1点を10円で計算します。			
バイオ後続品		バイオテクノロジー応用医薬品（先行バイオ医薬品）と同等／同質の品質、安全性及び有効性を有する医薬品です。			
後発医薬品		先発医薬品の特許期間が切れた後、発売される先発医薬品と同成分の医薬品です。			
調剤		医薬品を処方箋通りに贈える行為です。			
リフィル処方箋		症状が安定している患者さんについて、医師の処方により、医師及び薬剤師の適切な連携の下、一定期間内に処方箋を反復利用（3回まで）できる処方箋です。			
調剤技術料					
調剤基本料 (処方箋受付1回につき)	調剤基本料1		47点		保険薬局で調剤する場合の基本点数です。
	調剤基本料2		30点		
	調剤基本料3	イ	25点		
		ロ	20点		
		ハ	37点		
	特別調剤基本料	A	5点		
B	3点				
複数の保険医療機関から交付された処方箋を同時にまとめて受け付けた場合 (当該処方箋のうち、一の処方箋について受付1回につき所定点数の100分の100に相当する点数により算定し、他の処方箋について受付1回につき算定)			所定点数の100分の80		
(1) 妥結率が50％以下 (2) 妥結率、取引に係る状況並びに流通改善に係る取組状況の未報告 (3) かかりつけ機能に係る業務を1年間未実施の場合（1月に600回以下の薬局は除く） (1)、(2)、(3)のいずれかに該当する薬局は、処方箋受付1回につき調剤基本料の算定)			所定点数の100分の50		
分割調剤(長期保存の困難性等)(1分割調剤につき(2回目以降))			5点		医薬品の保存が困難な場合等の理由によって、複数回に分けて調剤することです。
分割調剤(後発医薬品の試用時)(1分割調剤につき(2回目の調剤に限り))			5点		先発医薬品を後発医薬品に変更調剤する場合に、後発医薬品を試しに服用するため数日分を調剤することです。
地域支援・医薬品供給対応体制加算 (処方箋受付1回につき)		イ 地域支援・医薬品供給対応体制加算1	27点		医薬品の安定供給体制を確保し、後発医薬品の使用率が一定以上の実績がある薬局に対して加算される点数です。
		ロ 地域支援・医薬品供給対応体制加算2	59点		加算1の体制を整備した上で、夜間・休日対応等の地域支援の実績を前提とし、一定時間以上の開局や医薬品の備蓄品目数に加え、薬学的管理・指導や薬物療法の安全性向上のための事例報告や副作用報告体制の整備がされ、地域支援に積極的に貢献するための一定の体制を整えている薬局に対して加算される点数です。
		ハ 地域支援・医薬品供給対応体制加算3	67点		
		ニ 地域支援・医薬品供給対応体制加算4	37点		
		ホ 地域支援・医薬品供給対応体制加算5	59点		
		特別調剤基本料Aを算定している場合	所定点数の100分の10		
連携強化加算			5点		災害や新興感染症の発生時等における医薬品供給や衛生管理に係る対応など、地域において必要な役割を果たすことができる体制を整備している場合に加算される点数です。
バイオ後続品調剤体制加算			50点		バイオ後続品（インスリン製剤を除く。）を調剤した場合に加算される点数です。
		特別調剤基本料Aを算定している場合	所定点数の100分の10		
後発医薬品減算			5点減算		(1) 後発医薬品の規格単位数量の割合が50％以下 (2) 後発医薬品の規格単位数量の割合の定期報告が未実施の場合 (1)(2)のいずれかに該当の場合（処方箋の受付回数が1月に600回以下の薬局は除く等）
在宅薬学総合体制加算1			30点		緊急時等の開局時間以外に在宅業務に対応できる体制等を整備している場合に加算される点数です。
		特別調剤基本料Aを算定している場合	所定点数の100分の10		
在宅薬学総合体制加算2			100点		加算1の体制を整備した上で、在宅患者さんへの高度な薬学管理・指導体制及び十分な実績があり、医療用麻薬の備蓄や無菌製剤処理又は小児在宅医療に対応することができる体制を整備している場合に加算される点数です。
		ロ イ以外の場合	50点		
		特別調剤基本料Aを算定している場合	所定点数の100分の10		
電子的調剤情報連携体制整備加算 (月1回に限り)			8点		オンライン資格確認により取得した患者さんの診療・薬剤情報を調剤に活用できる体制を有し、マイナ保険証の利用率について一定の実績があり、電子処方箋などにも対応できる体制を有し、調剤したすべての調剤結果を電子処方薬管理サービスに登録している場合に加算される点数です。
門前薬局等立地依存減算			15点減算		特定の医療機関からの集中率が一定以上超えてた薬局で、都市部で病院や他薬局と密集した立地にある薬局、または、医療機関と同一の敷地内または建物内に所在する薬局は、調剤基本料が減算されます。（既存薬局は除く）
薬剤調製料					
内服薬（浸煎薬及び湯薬を除く）(1剤につき、3剤分まで)			24点		薬剤師が医薬品を処方箋通りに贈える行為の点数です。処方箋に記載されている医薬品の種類（内服薬・注射薬・外用薬等）、日数、剤形（散剤、液剤）等によって、計算方法が定められています。
屯服薬(剤数にかかわらず)			21点		
浸煎薬(1調剤につき、3調剤まで)			190点		
湯薬 (1調剤につき、3調剤まで)	イ 7日分以下の場合		190点		
	8日分以上28日分以下の場合				
	ロ	(1) 7日目以下の部分	190点		
		(2) 8日目以上の部分(上記点数+1日分につき)	10点		
ハ 29日分以上の場合		400点			
注射薬(調剤数にかかわらず)			26点		注射薬を無菌環境で調剤した場合に加算される点数です。
外用薬(1調剤につき、3調剤まで)			10点		
内服用滴剤(1調剤につき)			10点		
無菌製剤処理加算 (注射薬のみ) (1日につき)	イ 中心静脈栄養法用輸液	15歳未満の小児の場合を除く	69点		
		15歳未満の小児の場合	237点		
	ロ 抗悪性腫瘍剤	15歳未満の小児の場合を除く	79点		
		15歳未満の小児の場合	147点		
ハ 麻薬		15歳未満の小児の場合を除く	69点		
		15歳未満の小児の場合	137点		
麻薬を調剤した場合(1調剤につき)			70点		麻薬が含まれている場合に加算される点数です。
向精神薬を調剤した場合(1調剤につき)			8点		向精神薬等の医薬品が含まれている場合に加算される点数です。
覚醒剤原料を調剤した場合(1調剤につき)			8点		
毒薬を調剤した場合(1調剤につき)			8点		
時間外加算・特例(基礎額※)			100％加算		深夜、休日を除いた薬局の開局時間以外の時間帯又は夜間の救急医療対応において調剤した場合に加算される点数です。
休日加算(基礎額※)			140％加算		深夜を除いた休日において調剤した場合に加算される点数です。日曜日及び祝日、年末年始（1月2日、3日、12月29日、30日、及び31日）は休日として扱う。
深夜加算（午後10時～午前6時）(基礎額※)			200％加算		開局時間以外の深夜(午後10時～午前6時)において調剤した場合に加算される点数です。
夜間・休日等加算（処方箋受付1回につき）			40点		休日又は深夜であって、開局時間の時間帯で、午後7時（土曜日は午後1時）から午前8時までの間（深夜及び休日を除く）において調剤した場合に加算される点数です。
自家製剤加算	予製又は錠剤を分割する場合		所定点数の100分の20		医師の指示に基づき、容易に服用できるよう特殊な工夫で調剤した場合に加算される点数です。（安定剤、溶解補助剤、懸濁剤等必要と認められる添加剤の使用、ろ過、加温、滅菌等）
	イ 内服薬及び屯服薬	(1) 錠剤等の内服薬(7日分につき)	20点		
		(2) 錠剤等の屯服薬(1調剤につき)	90点		
		(3) 液剤(1調剤につき)	45点		
	ロ 外用薬	(1) 軟・硬膏剤、パップ剤、坐剤等(1調剤につき)	90点		
		(2) 点眼剤、点鼻・点耳剤等(1調剤につき)	75点		
(3) 液剤(1調剤につき)		45点			
計量混合調剤加算	予製剤		所定点数の100分の20		2種類以上の薬剤（液剤、散剤もしくは顆粒剤又は軟・硬膏剤）を計量し、混合して内服薬もしくは屯服薬又は外用薬を調剤した場合に加算される点数です。
	イ 液剤(1調剤につき)		35点		
	ロ 散剤、顆粒剤(1調剤につき)		45点		
	ハ 軟・硬膏剤(1調剤につき)		80点		

個人情報保護方針

当社は、「人々の健康を支え、いい人生を提供すること」をミッションに事業活動を行っております。事業継続にあたり、個人情報を保護することは企業の社会的責任と捉え、個人の人格尊重の理念の下、慎重に取り扱われるべきものと深く認識しております。当社は、下記の方針を制定し、個人情報保護に努めてまいります。

個人情報の取得、利用及び提供

当社は、個人情報の利用目的を事業活動の範囲内で明確に定め、適切に取得、利用、提供いたします。また、利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うことはいたしません。

法令及び関係規範の遵守

当社は、個人情報の取り扱いに関する法令、国が定める指針その他の規範を遵守いたします。

個人情報の漏えい、滅失または毀損の防止及び是正

当社は、個人情報への不正アクセス、個人情報の漏えい、滅失または毀損を防止及び是正するため、合理的な安全管理措置を講じます。

苦情及び相談への対応

当社は、取り扱う個人情報の開示、訂正、削除、利用停止等の請求及び苦情に関する窓口を設置して対応いたします。

個人情報保護マネジメントシステムの継続的改善

当社は、個人情報保護マネジメントシステムを運営するにあたり、管理する責任者を定め、継続的に見直しを行い改善いたします。

個人情報保護方針に関するお問い合わせ先

〒606-8357 京都市左京区聖護院蓮華蔵町44番地3
株式会社ファルコファーマシーズ
TEL 075-746-5018
(受付 月～金 9:00～17:30となっております。祝日は除く)

平成24年4月1日制定
令和5年6月19日改訂

株式会社ファルコファーマシーズ
代表取締役社長 阿部 治

株式会社 ファルコファーマシーズ

夜間・休日等加算について

下記の時間帯に薬局で
処方せんを受け付けた場合、
一部負担金が高くなることがあります

日曜日及び祝日

12月29日、30日、31日

1月2日及び3日は休日として取り扱います

平日

午後7時～午前0時
午前0時～午前8時

土曜日

午後1時～午前0時
午前0時～午前8時

患者様にはご負担をお掛けしますが
ご理解の程よろしくお願いいたします

2023年5月作成

訪問薬剤管理指導に関するご案内

在宅で療養中の患者様のうち通院が困難な場合、調剤後お宅を訪問して薬剤服薬の指導および管理のお手伝いをさせていただきます。

在宅での管理状況が改善されれば中止可能ですので短期間のご利用もお勧めです。ご希望される場合お申し出下さい。(医師の了解と指示が必要です。)

[医療保険のみお持ちの方]	[介護保険をお持ちの方]
在宅患者訪問薬剤管理指導	居宅療養管理指導および 介護予防居宅療養管理指導
・同じ建物内で療養中の方が 1名のみ 650点／回 ・同じ建物内に療養中の方が 2～9名 320点／回 10名以上 290点／回 自己負担率により金額が変わります。 麻薬の必要な場合は100円が加算されます。 月4回まで訪問可能です。	・在宅で療養中の方 518点／回 ・老人ホーム等で療養中の方 2～9名 379点／回 10名以上 342点／回 自己負担率や厚生労働省が定める地域により金額 が異なることがあります。
点数は全て1点＝10円です。計算例) 10点＝100円 (3割負担の方は30円、2割負担の方は20円、1割負担の方は10円の負担です。)	

ファルコ薬局 寝屋川市駅前店

管理薬剤師： 田中 映里

大阪府知事指定介護保険事務所 社援第2215号

[営業日・営業時間]
月曜～水曜：9時～18時
木曜：9時～16時
土曜：9時～13時
金曜・日曜・祝日：休み

[所在地]
大阪府寝屋川市東大利町2番10号
丸喜ビルディング1階
[連絡先]
TEL：072-800-8127
FAX：072-800-8128

指定濫用防止医薬品の販売について

以下8成分は、濫用により中枢神経系への影響や幻覚を生じるおそれがあるため、厚生労働省令で定められた特別の注意が必要な医薬品です。
販売時には確認事項が発生しますので、ご了承ください。

【対象】（全て外用剤を除く）

- ・エフェドリン
- ・コデイン
- ・ジヒドロコデイン
- ・ジフェンヒドラミン
- ・デキストロメトルファン
- ・プソイドエフェドリン
- ・メチルエフェドリン
- ・ブロムワレリル尿素（ブロモバレリル尿素）
を成分として含有する医薬品

（令和8年厚生労働省告示第32号）

購入時に確認・説明を行います

1. 販売時、**年齢の確認**をいたします。
2. 18歳未満の方は合わせて **氏名の確認**を実施し、
必要に応じて身分証の確認をいたします。
18歳未満の方には **小容量・1箱のみの販売となります。**
3. 18歳以上の方も、複数購入時は理由を確認します。
4. 適正な使用が困難と判断した場合、**販売を行いません。**

ご使用にあたって、ご不明な点やご懸念がある場合については、お気軽に
薬剤師又は登録販売者までご相談ください。

お薬の販売方法について

分類と外箱表示		陳列方法	情報提供と相談への対応
一般用医薬品	要指導医薬品 副作用等により日常生活に支障を来す程度の健康被害が生ずるおそれがある医薬品のうち、その使用に関し特に注意が必要で、新しく市販された成分等を含むもの	販売時に薬剤師による対面での情報提供を適切に行うため、鍵をかけた場所か消費者が直接手の触れられない場所に陳列します	薬剤師が書面を用いて、適正使用のため必要な情報の提供を行います
	第一類医薬品 副作用等により日常生活に支障を来す程度の健康被害が生ずるおそれがある医薬品のうち、その使用に関し特に注意が必要なもの（要指導医薬品を除く）	販売時に薬剤師による情報提供を適切に行うため、鍵をかけた場所か消費者が直接手の触れられない場所に陳列します	
	第二類医薬品 副作用等により日常生活に支障を来す程度の健康被害が生ずるおそれがある医薬品（要指導医薬品、第一類医薬品を除く） ※ 指定第二類医薬品 は、第二類医薬品のうち、特別の注意を要する医薬品です。 『してはいけないこと』の確認をおこない、使用について薬剤師や登録販売者にご相談ください	第一類医薬品と同様、販売時に情報提供を行う機会を確保しやすいよう、情報提供を行う場所（7m以内）に陳列します	薬剤師または登録販売者が 適正な使用のため必要な情報提供に努めます
	第三類医薬品 第一類医薬品及び第二類医薬品以外の一般用医薬品	法令では直接手に取ることができる陳列でもよいとされていますが、当薬局では、情報提供を行いやすい場所に陳列します	
指定濫用防止医薬品 濫用した場合に中枢神経系の興奮もしくは抑制又は幻覚を生ずる恐れがあり、その防止を図る必要がある医薬品として厚労大臣が薬事審議会の意見を聴いて指定する医薬品		販売時に必要な確認と情報提供を適切に行うため、鍵をかけた場所か消費者が直接手の触れられない場所に陳列します	要指導医薬品等それぞれ定められている事項のほか、指定濫用防止医薬品の濫用した場合における保健衛生上の危害の発生の恐れがある旨を書面等を用いて適正使用のため必要な情報の提供を行います

※医薬品の安全使用のために症状等の情報をお伺いさせていただくことがあります。個人情報保護法等に基づき適切に管理を行い、医薬品の安全使用以外の目的で利用はしません。

健康被害救済制度

医薬品の副作用等で健康被害を受けられた方を救済する公的な制度があります
独立行政法人医薬品医療機器総合機構 0120-149-931

苦情相談窓口

大阪府薬剤師会 06-6947-5481
医薬品流通グループ 06-6944-7129

指定居宅療養管理指導事業者運営規程

(事業の目的)

第1条

1. ファルコ薬局寝屋川市駅前店(指定居宅サービス事業者)が行う居宅療養管理指導または介護予防居宅療養管理指導(以下、「居宅療養管理指導等」という。)の業務の適正な運営を確保するために人員および管理運営に関する事項を定め、要介護状態または要支援状態にあり、主治の医師等が交付した処方せんに基づき薬剤師の訪問を必要と認めた利用者に対し、ファルコ薬局寝屋川市駅前店の薬剤師が適正な居宅療養管理指導等を提供することを目的とする。
2. 利用者が要介護状態または要支援状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、担当する薬剤師は通院困難な利用者に対してその居宅を訪問し、その心身の状況、置かれている環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、療養生活の質の向上を図る。

(運営の方針)

第2条

1. 要介護者または要支援者(以下、「利用者」という)の意思および人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。
2. 地域との結びつきを重視し、市町村、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者その他の保健、医療、福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。
3. 適正かつ円滑なサービスを提供するため、以下の要件を満たすこととする。
 - ・保険薬局であること。
 - ・在宅患者訪問薬剤管理指導の届出を行っていること。
 - ・麻薬小売業者としての許可を取得していること。
 - ・利用者に関して秘密が保持でき、利用者やその家族、連携する他職種者と相談するスペースを薬局内に確保していること。但し、他の業務との兼用を可とする。
 - ・居宅療養管理指導等サービスの提供に必要な設備および備品を備えていること。

(従業者の職種、員数)

第3条

1. 従業者について
 - ・居宅療養管理指導等に従事する薬剤師を配置する。
 - ・従事する薬剤師は保険薬剤師の登録を行う。
 - ・従事する薬剤師の数は、居宅療養管理指導等を行う利用者数および保険薬局の通常業務等を勘案した必要数とする。
2. 管理者について
 - ・常勤の管理者1名を配置する。但し、業務に支障がない限り、ファルコ薬局寝屋川市駅前店の管理者との兼務を可とする。

(職務の内容)

第4条

1. 薬剤師の行う居宅療養管理指導等の提供に当たっては、医師および歯科医師の交付する処方せんの指示に基づき訪問等を行い、常に利用者の病状および心身の状況を把握し、継続的な薬学的管理指導を行う。また、医薬品が要介護者のADLやQOLに及ぼしている影響を確認し適切な対応を図るなど、居宅における日常生活の自立に資するよう妥当適切に行う。
2. 訪問等により行った居宅療養管理指導等の内容は、速やかに記録を作成するとともに、処方医等および必要に応じ介護支援専門員、他のサービス事業者に報告する。

(営業日および営業時間)

第5条

1. 原則として、営業日および営業時間は保険薬局として許可された営業日、営業時間とする。但し、国民の祝祭日、年末年始(12月30日～1月3日)を除く。
2. 通常、月～水曜日の午前9時～午後6時、木曜日の午前9時～午後4時、土曜日の午前9時～午後1時とする。
3. 利用者には、営業時間外の連絡先も掲示する。

(通常の事業の実施地域)

第6条

1. 通常の実施地域は、大阪府寝屋川市の区域とする。

(指定居宅療養管理指導等の内容)

第7条

1. 薬剤師の行う居宅療養管理指導等の主な内容は、次の通りとする。
 - ・処方せんによる調剤(患者の状態に合わせた調剤上の工夫)
 - ・薬剤服用歴の管理
 - ・薬剤等の居宅への配送
 - ・居宅における薬剤の保管・管理に関する指導
 - ・使用薬剤の有効性に関するモニタリング
 - ・薬剤の重複投与、相互作用等の回避
 - ・副作用の早期発見、未然防止と適切な処置
 - ・ADL、QOL等に及ぼす使用薬剤の影響確認
 - ・使用薬剤、用法・用量等に関する医師等への助言
 - ・麻薬製剤の選択および疼痛管理とその評価
 - ・病態と服薬状況の確認、残薬および過不足薬の確認、指導
 - ・患者の住環境等を衛生的に保つための指導、助言
 - ・在宅医療機器、用具、材料等の供給
 - ・在宅介護用品、福祉機器等の供給、相談応需
 - ・その他、必要事項(不要薬剤等の廃棄処理、廃棄に関する指導等)

(利用料その他の費用の額)

第8条

1. 利用料については、介護報酬の告示上の額とする。
2. 利用料については、居宅療養管理指導等の実施前に、予め利用者またはその家族にサービスの内容及び費用について文書で説明し、同意を得ることとする。
3. 居宅療養管理指導に要した交通費は、薬局からの往復交通費を実費徴収する。

(緊急時等における対応方法)

第9条 居宅療養管理指導等を実施中に、利用者の病状に急変その他緊急事態が生じた場合には、速やかに主治医等に連絡する。

(その他運営に関する重要事項)

第10条

1. ファルコ薬局寝屋川市駅前店は、社会的使命を十分認識し、従業員の質的向上を図るため定期的な研修の機会を設け、また質の保証ができる業務態勢を整備する。
2. 従業員は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。
3. 従業員であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。
4. サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、予め文書により得ておくこととする。
5. この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、ファルコ薬局寝屋川市駅前店と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

本規程は平成20年4月1日より施行する。

かかりつけ薬剤師を 選んでみませんか？



患者さまの生活習慣・体質・薬の服用歴を踏まえて、それぞれの患者様のご都合に合わせた飲み方や注意点をお話しでき、安心です。ご家族のことなど含め、健康アドバイザー・良き相談相手として薬剤師を上手に利用してください。

① 毎回、同じ薬剤師が対応します

体質や家族のことなど安心してお話してください。

② いつでもお薬の相談をお受けします

おうちに帰ってから疑問・不安なことがでてくれば24時間いつでも薬剤師が相談にのります。

③ お薬から健康食品まですべて管理できます

色々な医療機関におかかりでも、処方薬をまとめてチェック。気になる健康食品・ドラッグストアのお薬もご相談ください。

④ 必要に応じてお薬を整理します

ご自宅に余っている薬はありませんか？たくさん余っている方もご安心ください。医師と連携してサポートいたします。

かかりつけ薬剤師について詳しくご説明をご希望の方は
薬局スタッフまでお気軽にお声がけください

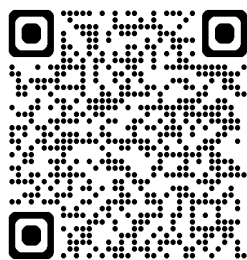
先発医薬品を希望した場合の 自己負担の仕組み

- 後発医薬品(ジェネリック医薬品)があるお薬で、先発医薬品の処方希望される場合は、特別の料金をお支払いいただきます。
- 特別の料金は、令和 8 年 6 月から、先発医薬品と後発医薬品の価格差の 2 分の 1 相当です。
- この機会に、後発医薬品の積極的な利用をお願いいたします。

- ・ 後発医薬品は、先発医薬品と有効成分が同じで、同じように使っていただけるお薬です。
- ・ 先発医薬品と後発医薬品の薬価の差額の 2 分の 1 相当を、特別の料金として、医療保険の患者負担と合わせてお支払いいただきます。
- ・ 先発医薬品を処方・調剤する医療上の必要があると認められる場合等は、特別の料金は要りません。

新たな仕組みについて

特別の料金の対象となる
医薬品の一覧などはこちらへ



後発医薬品について

後発医薬品（ジェネリック医薬品）
に関する基本的なこと



※ QRコードから厚生労働省HPの関連ページにアクセスできます。

将来にわたり国民皆保険を守るため
皆さまのご理解とご協力をお願いいたします



厚生労働省

ひと、くらし、みらいのために
Ministry of Health, Labour and Welfare

バイオ医薬品をお使いの皆様へ

効果や安全性はそのままに経済的負担を軽減する

バイオシミラー

というお薬があります

[バイオシミラー (バイオ後継品) とは？]

- ジェネリック医薬品と同じように、先行バイオ医薬品の特許が切れた後にほかの製薬会社から発売されるお薬です
- 先行バイオ医薬品と同等／同質の品質、安全性および有効性が様々な試験により確認されています
- 先行バイオ医薬品よりも低価格なため、患者さんの医療費負担の軽減が期待されます。

[バイオシミラーが使われている病気の例]

がん・クローン病・潰瘍性大腸炎・関節リウマチ・乾癬
低身長症・糖尿病・腎性貧血・骨粗しょう症など
・詳しくは医師または薬剤師にお尋ねください

当薬局はバイオシミラーの
調剤を積極的に行っております

2026年5月作成